

## 第1回滋賀県公立大学法人評価委員会開催結果（概要）

日 時 平成24年6月22日（金）14:00～16:15

場 所 大津合同庁舎7階 7-A会議室

【出席委員】 奥田委員、郷委員、佐和委員（委員長）、古川委員

【欠席委員】 坂口委員

【事務局】 中村課長、中嶋参事、他関係職員

【県立大学】 大田理事長（学長）、川口副理事長、菊池理事、仁連理事、布野理事  
山岡事務次長、他関係職員

- ・開会
- ・中村総務課長あいさつ
- ・大学・事務局出席者紹介

### 委員長の選任

- ・滋賀大学学長の佐和委員が選任された。

### 委員長代理の指名

- ・佐和委員長より、郷委員が指名された。

### 委員会の進め方について

（委員長）議題に入ります前に、本日の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

- ・委員会の進め方について、事務局より説明

（委員長）説明にありました通り、非常に限られた時間での委員会運営になります。委員の皆様方のお力添え、よろしくお願いします。

それでは、ただ今の説明のとおり進めることとする。

### 【議 題】

#### 1. 公立大学法人滋賀県立大学の役員報酬の支給基準について

（委員長）それでは議題1の「公立大学法人滋賀県立大学の役員報酬の支給基準について」、事務局から説明をお願いします。

・公立大学法人滋賀県立大学の役員報酬の支給基準について、事務局より説明

(委員長) 23年度にやってきたことを、24年度もやるということである。

(委員長) 理事長自らの申し出で、私なんかには大変きついなという感じがするが、お申し出ですので、尊重するしかないかなと思う。何か、多少付け加えていただくことは、ございますか。

(大学) これは前年度からそのようにやっておられるということで、天の声だと思っている。

(委員) 公立大学の場合は、少なくとも滋賀県立大学の一般教員に対しては、全くこういう措置は講じないのか。

(大学) いや、ずっと前から講じている。

(大学) 一定の減額はさせてもらっている。

(委員) それは何%ぐらい？

(大学) 県職員に準じてなので、5～6%ぐらいの本俸のカットをさせていただいている。

(委員) 今、ご承知の通り国立大学法人でも、この件が大問題になっており、直近のデータで全国にある86大学、プラス郷先生がいらっしゃるような共同利用機関法人というのが4あり、全部で90ある。90の内、共同利用機関法人4全てが、もうすでに国家公務員並みの引き下げをやっている。その理由は非常にはっきりしていて、収入の全てが運営費交付金であるので考えやすい。ところが一般の大学は、授業料収入とか、医学部のあるところでは病院収入なんかがあって、それと運営費交付金とが入り交じっており、国家公務員並みに10%削減というのは、運営費交付金にあたる部分についてのみやるべきなのか、それともお構いなしに全体でやるべきか、というようなことで、現在、86ある大学の内、28ぐらいが4月1日実施、5月1日実施、6月1日実施、7月1日実施を決めている。その他の大学は、私の知る限りでは、とりあえず7月1日を目標に労使交渉等々を進めているようで、9月1日にずれ込むというようなところが多いようである。

(委員長) この件につきましては、従前どおりということによろしいでしょうか。  
民間の方からは、どうでしょうか。

(委員) 減額の意味付けが分からない。

(大学) 滋賀県立大学は、大体46～7億の予算の内の半分を、県からの運営費交付金、設立団体からの運営費交付金でまかなっている。あと残りの4割程度を学生からの納付金、あと1割程度をいろんな外部資金を確保して運営している。県が、ご承知のようにこれだけの財政危

機ということで、知事以下3役が、20%、25%とカットしている。また一般職員も先ほど言いましたように1%から6%、職階によって違う。そういうカットをしているので、公立大学法人としても、それに準じざるを得ないかなということで、先ほど出ました理事長に関しましては、3役相当ということで重い率15%なんです。私どもも11%、8%カットさせていただいて、教職員に準じる形で役員も減額をする。特に、理事長と私は、ボーナスもカットさせていただくと。これも、知事や副知事、教育長などの3役に相当する役職に準じた形で率をカットさせていただくということで、みなさんのご理解を得ながらやっている。平たく言えば、県立大学だけ県よりも高くというわけにはいかない。

(委員) これは、いつ頃からそうなのか。

(大学) この県の財政危機で、職員の給与をカットしている時期とほぼ同じで、率は多少違うことはあっても、あるいは時期が多少ずれたりすることはあるが、だいたい県に準じてやっている。

(委員長) よろしいですか。次に進ませてもらいます。

## 2. 平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価について

(委員長) 議題の2は、「平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価について」でございます。それでは議題2につきまして、県立大学より業務の実績等につきましてご説明よろしくお願ひします。

- ・平成23事業年度に係る業務の実績について、県立大学より説明

(委員長) どうもありがとうございました。それでは、事務局から補足はございますか。

- ・平成23事業年度に係る業務の実績の評価の進め方について、事務局より説明

(委員長) ただ今の大学および事務局からの説明につきまして、委員の皆様からのご質問、あるいはご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

(委員) 内容の質問を1つだけ。

授業料未収金回収、これは112番ですが、今までよりは半減したということですが、これは除籍規程等を設けられて、それによって削減できたということで、実際の除籍があったわけではないのか。

(大学) 除籍も一部している。ルールとしては、2期滞納したら除籍というルールを作ったが、これは今年から適用しているので、直接それではなくて、今まででも除籍という一般的な規程はあったが、その統一的な基準がなかったので、今回定めたということ。今までのルールでも、

多年度にわたり授業料を収めないままに、例えば留学生が帰ってしまったたり、日本人であったかは分かりませんが、もう卒業をしまって行方がつかめない。そういう場合は除籍をした。

(委員) 実質、未収としては、23年度は6,359千円というところか。

(大学) はい。

(委員) 2箇所ほど、ちょっと気づいたところを質問させていただきたい。

まず89番、 の評価のところですが、これは年度計画では、「交流協定に基づいて積極的に学術・留学生交流を行う」ということが書かれているが、この判断理由のところには、いろいろな大学と学術交流、一般協定を締結したことと、国際共同教育を行ったということ、協定を結んだということがあがるが、留学生交流というのは、どうだったのか。

(大学) 協定は大きくは二つあり、大学間の一般交流協定というものがまずあり、その下に具体的に学生の交換の規定ですとか、研究者の研究規定ですとか、そういうものが個別規定として、その下にぶら下がっている。こういうような作り方を、今、している。従って、ここに言いますのは交流協定を結んだ、全てのところで留学生交流協定を結んでいるかということ、決してそうではない。例えば、ダナンですとか、バングラデシュとかは遅れていますが、実際には、研究者が行ったり来たりするという実績を見ながら、学生の交流協定を結んでいこうというような計画である。

(委員) そうすると、まだ、学生交流を行うところまでいってないわけか。

(大学) 学生は来ているが、こちらから行かないところがある。バングラデシュには行かない。従って、受けるだけでは交流とはとてもまだ言えないので、学生が行きたいと言うと、例えばドイツのようなところはそこで協定を結ぶ。ということで結んでおり、まだ、行こうという学生がいなかったところは、交流協定というのは結んでいない。

(委員) 私の質問は、一般協定、その他にもいろんな協定があるけれども、留学生交流が出来たかどうかということである。方向が一方向であったということでもいいか。

(大学) 蔚山大学ですとかセビーリヤ大学、これは建築デザイン学科の学生が実際に向こうに行き、その学生たちと交流はやっている。

(委員) ちょっとそこが、計画どおり行ったということではないのではないかと、そこが疑問だったからお伺いした。

(委員) もう一つは105番、外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策というところで、ここは年度計画の中には、「女性・社会人・外国人の教員の積極的な任用に努める」と

ある。まあ、臨時託児所の方は、先ほどご説明のあったとおり、非常に実現ちゃんとされているというのは分かったが、教員の採用の方は、女性3名、社会人4名、さらに女性2名ということで、非常に女性・社会人は任用されているが、外国人。先ほどの件と関わる。要するにグローバル化というのがちょっと気になっていて、その積極的な進め方がどうか。どちらも関係しているが、外国人が採用されているのかどうか。書いてないので。

(大学) ご指摘のとおり、公募をしてネイティブスピーカーを採用しようとしたが、結果として一人辞退されてしまった。それで書ければよかったが、書けなかった。

(委員) とされた理由は？

(大学) そこではなくて、臨時託児所を制度化したということと、範囲を拡大したということで、多少強気で とした。

(委員) そこは、ちょっと私は でいいのかなと。

(委員) さっき委員がご質問されたところで、89番。国際共同教育とは、具体的にはどういうものなのか。

(大学) これは担当しております理事の方から願います。

(大学) 国際共同教育というのは、外国人学生と日本人学生で同じ教育プログラムを実施して、特に、学生同士がワークショップ形式で授業するというので、留学生を受け入れる、留学生として派遣するというだけでなく、一緒に勉強する機会を持って交流を進めていくということ。

(委員) それは別に、ベトナムやバングラデシュの学生がこちらに来なくても、例えばネットか何かで。

(大学) 去年はベトナムで、こちらの学生とベトナムの学生、ラオスから学生を招いたりしてやった。

(委員) 一応、face to face でやるということか。

(大学) そうです。

(大学) これは4大学もしくは5大学で、これを県立大学で一遍やり、ベトナムでやり、今度次はタイでやろうということで、そこに学生が20何名くらい、いろんな国からやってくるというので、非常におもしろいプログラムが実施できており、気をよくして国際化のASEAN諸国とのプロポーザルに出しているが、それはどうなるかは分からない。

(事務局) ちょっと一点だけ。議会の方に説明していく中で、議員さんが関心を持っておられるということで一点だけ教えて欲しい。40番、キャリアデザイン論とかを開講して、かなりの履修があったということであるが、先ほどの説明では、それが就職には結びつかなかったということであった。こちらの資料を見ていると、就職内定率が全国平均93.6%に対して、92.3%ということである。実際に県内に就職された率というのが分かれば教えていただきたいのと、もう一点。「数値で見る滋賀県立大学2012」の5ページに各学部の就職率があがっているが、非常に県立大学、これまで人間看護学部が100%なり、工学部も確か今までは高かったと思うが、今回89.9%ということで下がっているが、これが下がった原因というのが分かったら教えて欲しい。

(大学) 内定率が下がった原因を把握しているわけではないが、最初に平成21年くらいから下がった。ここは、全体的に就職難ということで、うちの学生が対応できなかったということがある。全体として下がってきているのは、キャリア教育とかは非常にやっているが、個々の学生に対するケア、細かいケアが不足していたのではないかという気がする。そういうところをこれから強化していく必要がある。それには教員のみなさんの協力が必要なので、そのへんの教員と学生が就職に対してうまくマッチしなかった、そういうことが考えられる。就職に関しては、就職担当の事務があるので、学生さんがそちらの方に頼ってしまって、先生が就職に対してあまり関心がなかった。そのへんが大きいんじゃないかという気がする。だから就職難になった時に、うまく対応が出来ない。就職がいい時はいいが、厳しくなった時に対応がうまくいかない。そういうことだと思う。工学部はシステムが違って、推薦で決まるが、そのへんのところも先生方のケアが薄れてきているんじゃないかという気はしている。

(事務局) 学生さん全体で、県内に就職されている率というのは。

(大学) 正確には覚えていないので、後で事務の方から提出する。

(大学) ざっとの数ですが、32~3%が入って、35%が県内にいるということで、大体、入ってくる学生がそのまま、プラス2~3%いるという状況である。詳しいデータは、次回までにお送りしたい。

就職が厳しい時には、どこに響いてきたかということ、これは間違いなく文系、社会系の女子である。そのところが非常に少なかったということがあり、そこへの手当てが必要である。ところが今、担当の菊池理事の方からもあったが、だいたい文系、社会系のそういうところというのは、学生の自由に任せておくべきであるという古いところがあり、なかなかこの先生が最後の最後に、学生を就職のところに向かわせるというところで、ちょっと力が弱いかなという気がする。そのところの対策が必要だと思っている。

(委員) 工学部を例にとれば、製造業はおしなべてああいう有り様なので、大学自体の責任というよりも、社会影響が大きい。電機メーカーがあれだけの赤字というような状況である。

(大学) 私ども、そういう状況が非常に厳しいというので、実は今年の3月が電子システム工学科が出来て、第1回目の卒業生を送り出したが、それは100%であった。それは、そういう目で見られていることがよく分かっていたので、先生方が2、3名ずつ、ずっと1年次から、非常に少人数で細かく目を配りながらやった。従って、わりあい早めに内定をしており、それがこれから、就職の問題を切り開く一つのヒントかと思うので、滋賀県立大学の学生と先生との比率は、そう大きくないので、そこももう少し生かしていけたらと思う。

(委員) これ、大学院の方はどうですか。

(大学) 大学院の方は、これよりも高い。数値としては、この中に入っていないが、大学院の方がいい。

(委員) 就職率も高いということか。

(大学) そうである。

(委員) 今の電子システム工学科の100%は何名なのか。

(大学) 定員50名で、47、8%が進学である。

(委員) ということは、20数名の全員が就職したということか。

(大学) そうである。

### 3. 第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価について

(委員長) 次に議題の3、「第1期中期目標に係る業務の実績に関する評価について」、県立大学より業務の実績について、説明をお願いします。

- ・第1期中期目標に係る業務の実績について、県立大学より説明

(委員長) どうもありがとうございました。それでは、事務局から補足はございますか。

- ・第1期中期目標に係る業務の実績の評価の進め方について、事務局より説明

(委員長) ただ今の大学および事務局からの説明および資料につきまして、何かご質問はございますか。

(委員) 43ページの業務運営の改善および効率化に関する目標で、たくさん状況が達成されているが、この中で教員の採用にあたって学長管理枠というのが5%(11名)確保された。そ

れで、運用を管理することとしたと書いてあるが、これは非常に大事なことだと思うので、具体的にはどういうふう採用されたのか。学部を超えて、学部とは別枠で採用されるというのは、学長の裁量で大学のこれからの方向を決めるもので、どういうエフェクトがあったかということ伺えたらと思う。

(大学) 学長管理枠、全教員の5%、数にして11名、各学部から供出していただき、この第1期中期計画の終わるまでに11名全部を出していただくと年次計画を出して、11名を出していただいた。それをどこに付けたかという配分先であるが、大学にとって戦略的に重要なところに配置するという基本的な考え方があり、それは組織を変える、組織再編のところに使ってきた。最初に使ったのは、工学部電子システム工学科をやるとき。次に大学の共通教育のところは、全学共通教育推進機構という機構を作り、そこを中心にやっていこうということで、こちらにも配置した。それから、この4月から国際コミュニケーション学科を始めにつき、今まであった国際教育センターの先生を組織替えして、人間文化学部に入れた。それから人間看護学部の方で、修士課程を設けるということで、これはなかなか大変なんです。そういうところに、組織の再編をしながら教育を伸ばしていくというところに付けてきた。

(委員) 大変よくわかりましたし、非常に明快な大学の組織再編との関わり合いで、とても大事だと思ったので、私は評価させていただきたいと、は当然だと思う。もっといろいろありますけれども、全体として でいいかと。

(委員) プールする定員は11人とおっしゃった。するとそこからどこかに重点配置していくと。そのあとは、どうやって埋めていくのか。

(大学) 電子システム工学科の方にまわしたのは、原則はとにかく5年経ったら返していただくと、貸し出している形をとっている。ところが実際には、電子システム工学に出したら、設置基準との関わりで出しているんで、途中で引き上げるわけにはいかないので、これはそのまま。それから、全学共通教育推進機構についても、それは出している。この組織を将来にわたってどうこうすることはできないので、そういうところは貸し出している。ところが大学院の方の組織再編は、やがて新しい先生が来られたところで埋め合わせをするので、その時には5年後に返していただいて別のところに使う。ということで、固定と流動とを、およそ半分半分で運用している。

(委員) 一つよろしいですか。45ページの人事の適正化に関する目標の中で、「柔軟で弾力的な人事制度を構築するとともに、教職員の業績に対する評価制度の導入を図り」という、この評価制度はどこにあるのか。

(大学) いろんな評価制度を、どう適用するかということだと思うが、まず研究費に関して、教員の教育、研究、それから地域貢献、それぞれ指数化して、それを一般研究費の配分に活用し、A、B、Cの3ランクある。昇給とか給与へ反映をさせるという考えもあったが、そこまで



には至っていない。ただ、理事長表彰という形で、特に功績のあった、あるいは学会賞を取られたとか、地域に貢献をされた場合は、年5名程度しており、それは理事長の懐から賞金を付けていただいて、評価の反映という形にしている。

(委員) 同じく45ページのところに、「法人職員の計画的な雇用を行うこととした」とあるが、派遣職員を減じてとか、派遣職員はどのくらいの割合なのか。

(大学) 常勤の事務職員は56名いる。法人化した18年には、県との関係があつて、当初3人大学で採用した職員がいるが、24年4月時点では17名となっている。56名という数字は変えておりませんので、その法人職員を増やした数だけ、県庁からの派遣の職員を減らすということにしており、多少1人2人欠員があつたりするが、トータルとしては56人の中の17人が現在法人職員。これは24年度以降、第2期中期計画が始まったが、大田理事長の方針のもとで、これをもう少し増やしていこうという方針・人事計画を定めている。

(委員) 15ページで、大学院入学定員充足率があるが、これを見ると少なくとも前期課程に関しては誇れる充足率だと思うが、この中で外国人の占める比率というのはどれだけか。

(大学) 現在、二千六百数十名学生がおりますが、外国人全部あわせまして100名です。その内で45、6名が私費留学生、20数名が交換留学生、残りが研究生ということになる。大学院は、およそ3分の1が外国人留学生。

(委員) かねてから思っているが、国際化、国際化といっても、すでに大学院には外国人留学生がいっぱいいる。どこの大学に行っても。それは悪い国際化だと思う。いい意味での国際化ではなくて。要するに中国でどこにも行けないから日本の大学院に入る。割と簡単に入れてくれるというので。そういうふう国際化を進めるということは、日本人でもともとモチベーションの高い、大学院に行って高度な専門家になろうとか、学者になろうとかいう院生にとっては、ある意味では迷惑である。そのへんでどこの大学も、悩みを抱えていると思う。

(大学) 中国、韓国からは私費で来る。ところが、バングラデシュから学生が来ているが、私費ではとても来られないので、JASSOのプログラムに頼って来る。国費留学生は、これで今まで3名受け入れているが、その手当ががっかりしていないと、少なくとも中国、韓国以外のところでは非常に受け入れにくいという状況がある。今のような形の奨学金はちょっと改めてもらって、給付型の奨学金という形にしないと、そこは間に合わないのではないかと。それによって、中国一辺倒というところがようやく解消できるかなと思っている。

(委員長) まだまだご意見等があるかと思いますが、このあたりで終わらせていただいて、最初に事務局から説明もありましたとおり、次回7月25日までに事務局で実績の検証や認証評価を踏まえての論点整理をお願いし、みなさまのお手元にお届けしてもらうことを考えています。次回はそれをもとに、質疑などの時間を設けたいと思いますので、議題3についてはここまでとさせていただきます。

#### 4. 平成 23 年度財務諸表等について

(委員長) 議題 4 は、「平成 23 年度財務諸表等について」でございます。これにつきまして、県立大学より、決算の状況等の説明をお願いします。

・平成 23 年度決算の概要について、県立大学より説明

(委員長) 何かご意見、ございますでしょうか。

(委員) 次の項目ともからむが、退職金の考え方であるが、公立大学の場合は運営費交付金として財源が確保されているので、損益計算書には現れず、注記で書かれている。財務諸表の 9 ページの一番上、「貸借対照表」注記のところで、運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額、いわゆる退職給与引当金に相当するもの、これが交付金から充当されるが、実際に辞められた方についての交付金が過大になっており、結局、資料 4 - 2 の 2 ページ、(3) 臨時利益のところに 1 億 1 千 3 百万あり、その中には退職金が未払いになった分を全額、収益に戻すということがある。こういうのが発生するということで、退職金というのはそれぞれに個々に見積がされていて、同年度にどれだけの退職がされるかを予測しないといけないが、それに対する運営費交付金はどのように計算されて、県から大学に計上されるのか。

(大学) 退職金を運営費交付金でどう算定するかという話で、なぜ余るのかということだと思うが、おっしゃるように定年で退職される教員の方は、それ相当の金額をはじく。それプラス、大学教員の場合は、途中で他の大学に行かれたり、途中で退任される、退職される方がそれなりの数おられ、それは推定で、前年実績、あるいは過去何年間かの実績で、それは退職金を出さなければならないので、運営費交付金が足りないから出せないということには出来ないで、一定、推定プラスで運営費交付金をいただいている。その分が若干、どうしても見込みよりも退職者が少ない時は余ってくる。足りない年もあったが、たまたま他の人件費が余ったので、それは出せた。余った場合は、それで繰り越した。ただ、確かにこの 1 億円という金額は大きい。それは主に、23 年度で理事長以下、我々理事もみんな一応第 1 期で退職するということを前提に、退職金は積んでいた。ところが大田理事長は、理事から理事長になられ、再任された理事が 3 人いるので、結果として退職金はいらなかったということ。23 年度に限り、7,700 万円残があった。それまでの積立の残が 3,300 万円ほどあった。あわせて 1 億 1 千万。特に 23 年度の残が大きかったということで、毎年毎年は、そんなに余っているわけではないということである。

(委員) 去年 3 月末に、運営費交付金債務として 5 千万ほどあったということで、それだけ分、退職金が余っているということ。去年の貸借対照表の交付金債務が、普通は交付金の収益化というのは、期間進行でその年はゼロになるが、退職金の場合は費用進行

基準で支払った分だけが収益になるということであがってくるわけで、ということは、去年の運営費交付金債務が5千万円ほどあったと思う。それは結局、22年度の退職金の余りだと思う。その分を加味して、去年が5千万ほどで今年が5千万で、最終的に1億ほど余って精算されるということであるが、その前に去年も5千万余っていたら、その分を加味して運営費交付金は来るのかなと思ったのであるが。

(事務局) それは加味している。

(委員) 理事が退任されるということで、予測が多かったということか。

(事務局) トータルで1億円必要だという想定をされた場合に、5千万残っているので、プラスで5千万を交付金で渡しに行っているということ。

(委員長) 財務諸表に関しては、これでよろしいですね。

#### 5. 第1期中期目標期間の積立金繰越について

(委員長) もう一件、議題がございまして、「第1期中期目標期間の積立金繰越について」これについて、事務局より説明願います。

- ・第1期中期目標期間の積立金繰越について、事務局より説明
- ・第1期中期目標期間の積立金繰越の用途について、県立大学より説明

(委員長) 第1期の中期目標期間が終了したので、積立金繰越が県立大学にとっては初めてになるのですが、これまで各年度で行ってきた積立金と目的積立金との仕分けルールのもとに大学から申請があり、事務局ではその検証をされたということで、ただ今の説明について質問等がございましたらお願いします。

(委員長) 経営努力と認められないものは県に返納する。経営努力として認められるものということで、5億6千4百万円が大学に行く。それをそのまま資料5-1の8ページにあるような用途に充てるということ。

(委員長) 特にございませんか。意見もないようですので、地方独立行政法人法第40条第5項に規定する積立金繰越の承認に対する意見については、本委員会としては、県が大学からの申請のとおり承認することに対して、「異議なし」として知事あて回答することにさせていただきます。ご異議ございませんね。

(異議なし)

(委員長) それでは申請のあった563,953,666円について、第2期中期目標期間における

業務の財源に充てることを認める方向で、事務局で事務処理よろしくをお願いします。

(委員長) これで本日は閉会とさせていただきます。